

# 井戸水を利用している皆様へ

井戸水は自然環境や土壌汚染の影響を受けやすく、水質が刻々と変化するため、飲用水として必ずしも安全とは限りません。



## ◆ 飲用には水道を利用しましょう。

最も安全なのは水道水を利用することです。

- ・ 水道から給水が可能な場合は、水道に切り替えることをおすすめします。
- ・ 水道水と井戸水を併用している方は、井戸水を洗車や植木の水やりなどの雑用水として利用してください。

## ◆ 井戸水を飲用する場合は、水質検査をしましょう。



### 1. 初めて井戸を設置するとき

設置した井戸の水が飲用できるかどうか判断する必要があります。水道法に基づいた水質検査を実施し、水道水質基準に適合していることを確認してください。

### 2. 定期的な水質検査

井戸水の水質は常に変化します。安全のため、1年に1回、定期的に水質検査を行うことを推奨します。

## ○水道水質基準とは

水道水質基準とは、水道法で定められた飲み水として適切かどうかを判断するための基準のことです。現在は、下記の51項目が規定されています。

アンダーラインの項目のほか、過去に検出されたことがある項目、地下水調査等で汚染が心配される項目は特に注意して、定期的に井戸水の水質検査を実施しましょう。

|                |                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|----------------|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 水質基準<br>(51項目) | 健康に関する項目<br>(31項目)     | 生涯にわたって連続的に水道水を摂取しても人の健康に影響が生じない水準に基づき、安全性を十分に考慮して基準値が設定されています。                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|                |                        | 一般細菌、大腸菌、カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、ヒ素及びその化合物、六価クロム化合物、 <u>亜硝酸態窒素</u> 、 <u>シアン化物イオン</u> 及び塩化シアン、 <u>硝酸態窒素</u> 及び <u>亜硝酸態窒素</u> 、フッ素及びその化合物、ホウ素及びその化合物、四塩化炭素、1,4ジオキサン、シス-1,2ジクロロエチレン及びトランス-1,2ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド |
|                | 生活上の支障に関する項目<br>(20項目) | 生活の支障(着色、濁り、臭い等の原因になる、水道施設の管理上、腐食性等の原因になる)が起こらないように考慮して基準値が設定されています。                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|                |                        | 亜鉛及びその化合物、アルミニウム及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、ナトリウム及びその化合物、マンガン及びその化合物、 <u>塩化物イオン</u> 、カルシウム・マグネシウム等(硬度)、蒸発残留物、陰イオン界面活性剤、ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール、非イオン界面活性剤、フェノール類、 <u>有機物(全有機炭素(TOC)の量)</u> 、pH値、味、臭気、色度、濁度                                                                                                                                       |

◆水質検査の結果、水質基準を超過している項目がある等、井戸水が汚染されていることが判明した場合は、お住まいの地域を管轄する行政機関へ連絡してください。

※水質基準のうち、人の健康の保護に関する項目（カドミウム、水銀、セレン、鉛、ヒ素、六価クロム、シアン、フッ素、ホウ素、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、四塩化炭素、1,4ジオキサン、シス-1,2ジクロロエチレン及びトランス-1,2ジクロロエチレン、ジクロロメタン等）が検出された場合は、水質基準値以下であっても、お住まいの地域を管轄する行政機関へ連絡してください。

◆井戸水の飲用に関する相談先（令和7年1月現在）

| 所在地                        | 相談機関              | 電話番号         |
|----------------------------|-------------------|--------------|
| 榛東村、吉岡町                    | 渋川保健福祉事務所         | 0279-22-4166 |
| 玉村町                        | 伊勢崎保健福祉事務所        | 0270-25-5066 |
| 上野村、神流町                    | 藤岡保健福祉事務所         | 0274-22-1420 |
| 下仁田町、南牧村、甘楽町               | 富岡保健福祉事務所         | 0274-62-1541 |
| 中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、東吾妻町 | 吾妻保健福祉事務所         | 0279-75-3303 |
| 片品村、川場村、昭和村、みなかみ町          | 利根沼田保健福祉事務所       | 0278-23-2185 |
| 板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町       | 館林保健福祉事務所         | 0276-72-3230 |
| 前橋市                        | 前橋市保健所 衛生検査課      | 027-220-5777 |
| 高崎市                        | 高崎市保健所 生活衛生課      | 027-381-6116 |
| 桐生市                        | 桐生市 水道局工務課        | 0277-32-4339 |
| 伊勢崎市                       | 伊勢崎市 環境部環境政策課     | 0270-27-2733 |
| 太田市                        | 太田市 産業環境部環境対策課    | 0276-47-1893 |
| 沼田市                        | 沼田市 市民部環境課        | 0278-23-2111 |
| 館林市                        | 館林市 市民環境部地球環境課    | 0276-47-5125 |
| 渋川市                        | 渋川市 市民環境部環境森林課    | 0279-22-3733 |
| 藤岡市                        | 藤岡市 森林環境部環境課      | 0274-40-2264 |
| 富岡市                        | 富岡市 市民生活部環境保全課    | 0274-62-1511 |
| 安中市                        | 安中市 上下水道部上水道工務課   | 027-385-4861 |
| みどり市                       | 大間々庁舎 都市建設部簡水下水道課 | 0277-46-7918 |

群馬県健康福祉部食品・生活衛生課（TEL）027-226-2446、（FAX）027-220-4300